

一 般 資 金

～協調支援型保証制度～

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で6箇月以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、以下のいずれかを満たす方 (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)の保証協会の保証を付さない融資を受けること。 (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金 10年以内 ＜原則、元金均等月賦返済。 必要に応じ、1年以内の据置可（設備資金の場合は3年以内）＞
融 資 利 率	◆取扱金融機関が定める固定金利
融 資 限 度 額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内
信用保証料率	◆年0.23～1.43% ※国の保証料補助実施後
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、池田泉州銀行(※1)、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫(※2)、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行(※1)、みずほ銀行(※1)、商工組合中央金庫 (※1)は京都市制度のみ、(※2)は京都府制度のみ取扱い可
実 施 期 間	◆令和7年4月1日～令和8年3月31日保証申込受付分

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。